

労災保険の手続きについて＜特別加入者用＞

労働保険事務組合 相模原商工会議所

労働保険番号

14— — —94703 —

提出書類は、コピーを残しておいてください。以後の手続きに便利です。

特別加入者が労災を申請できる場合

特別加入者が仕事中に負傷した場合は原則として

- ①特別加入者が負傷した時間帯に、他の労働者（代表者と別世帯であり、賃金を支払っている者）が労働していること
- ②申請時に記入した内容の業務を行っていたこと

が支給を受ける条件となります。したがって、

- ・特別加入者のみで残業・休日出勤していた場合
- ・申請時に記入した内容と関係ない業務を行っていた場合

などは給付を受ける条件を満たしていないので、給付が行われない場合があります。

仕事中に起こった事故の報告書

休業の有無に関わらず、災害事実証明書（または特別加入者にかかる被害現認証明書）を労働基準監督署に提出します。

□ 災害事実証明書

下部の現認者欄は事故の事実を知っている人の証明ということです。必ずしも証明する人が事故を目撃している必要はありません。被災者以外の方がご記入、ご押印下さい。提出の際は、コピーを原本と一緒に持って行き、提出の受付印を押印してもらい、事業所控えとして残してください。

※郵送の場合…〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 4 階 相模原労働基準監督署 行

治療費

基本的に治療費は全額政府から支給となり、本人負担は 0 円となります。ただし、医療機関の都合によって、最初からお金を支払わなくてよい場合（または後で医療機関から返金される場合）と、その場では全額を医療機関に支払って後で政府から返金される場合とがあります。医療機関に労災である旨を伝え、以下のどちらの書類を用意するのか確認してください。

- ・支払額 0 円または医療機関から返金…[様式5号](#)
- ・後で政府から返金…[様式7号\(1\)](#)及び[様式7号\(2\)](#)

医療機関の都合によりどちらか選択

注：医療機関と薬局に別々に用意する必要があります。

また、最初に診療を受けた医療機関や薬局から別の医療機関等に変更する場合は、[様式 6 号](#)を変更後の医療機関等に提出する必要があります。

□ [様式 第5号 療養補償給付たる療養の給付請求書](#)

医療機関用と薬局用に同じものを作成し、各々へ提出します。医療機関と薬局が同じ場合は、1 通の提出です。

□ [様式 第7号\(1\)／様式 第7号\(2\) 療養補償給付たる療養の費用請求書](#)

書類（病院用：様式 第7号(1)、薬局用：様式 第7号(2)）を作成し、領収書を添付して、労働基準監督署へ提出します。

提出の際は、コピーを原本と一緒に持って行き、提出の受付印を押印してもらい、事業所控えとして残してください。

□ [\(医療機関の変更\) 様式 第6号 療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等\(変更\)届](#)

変更後の医療機関、薬局に提出します。

休業中の生活補償

仕事上の事故で労務不能となり、4 日以上休業（欠勤と同じ扱いで、賃金の支払いがされない日）する場合は、4 日目より一日あたり、事故当時に指定されている日額の 8 割相当額が支給されます。

労務不能であるかの判断は医師の証明で行われますので、

- 1.その事故について、医師が労務不能と認定した日が 4 日以上あること
- 2.実際に労働していないこと

が支給の条件となります。（休業している期間の報酬の有無は問われません）

支給申請は 1 日ごとに行えますが、事務手続きの都合上、1 ヶ月ごと（短期間なら休業終了時）に提出することが多いようです。

□ [様式 第8号 休業補償給付支給請求書](#)

平均賃金の算定は不要です。裏面 34 番の平均賃金欄は空欄のままにしてください。作成した書類は、労働基準監督署へ提出します。

内容についてその場で確認され、修正を要する場合がありますので、代表者印を持参することをお勧めします。

書類の書き方等、詳しい内容については、以下までお問い合わせください。

相模原労働基準監督署

電話：042-752-2051 FAX：042-752-1558